

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
令和 5 年 6 月 27 日	
神戸市長 殿	
提出者 住 所 東京都港区芝浦3-1-1 田町ステーションタワーN 氏 名 カントリー食品インターナショナル株式会社 ジャパン事業本部 本部長 田中 徹 電話番号 03-6809-5938	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	69J0501051 カントリー食品インターナショナル(株)自動販売機指定整備工場 JFEライフ(株)自販機整備事業部 阪神工場
事業場の所在地	兵庫県神戸市東灘区魚崎浜町43-1
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	9021 電気機械器具修理業 (JFEライフ(株)自販機整備事業部 阪神工場)
②事業の規模	年間売上高 3億5,600万円
③従業員数	24名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	<p>The flowchart illustrates the waste processing process starting from '当該事業場' (On-site). It branches into '事前選別' (Pre-sorting) and '破砕・圧縮' (Crushing/Compression). '事前選別' leads to '紙物選別装置' (Paper sorting device) and '雑質選別装置' (Debris sorting device). '破砕・圧縮' leads to '機能削減' (Function reduction), '廃プラスチック類(シュレッダーダスト)' (Waste plastics/shredder dust), '鉄スクラップ' (Iron scrap), and '非鉄金属' (Non-ferrous metals). '機能削減' leads to '再資源化' (Resource recovery). '鉄スクラップ' and '非鉄金属' lead to '専門業者リサイクル' (Specialized recycling). '廃プラスチック類' and '非鉄金属' lead to '再資源化'. '機能削減' leads to '蛍光灯' (Fluorescent lamps), 'ニカド電池' (Nickel-cadmium batteries), and 'フロン' (CFCs), which then lead to 'フロン破壊処理施設' (CFC destruction facility).</p>

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図) 別紙のとおり			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	別紙のとおり
	排出量	別紙のとおり	別紙のとおり
	(これまでに実施した取組) ・自動販売機の延命による発生の抑制を検討し、やむを得ず廃棄になる自動販売機は部品をリユースすることによって、有効活用を図る。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	産業廃棄物の種類	産業廃棄物の種類
	排出量	別紙のとおり	別紙のとおり
	(今後実施する予定の取組) ・現状活動を継続する。		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・破砕処理前の事前選別 《対象品目：蛍光灯・ニカド電池・フロン回収》 100%実施		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・現状活動を継続する。		

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	別紙のとおり
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	別紙のとおり	別紙のとおり
	(これまでに実施した取組)		
	・自ら産業廃棄物の再生利用を行っておらず、全て処理委託にて対応		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	別紙のとおり
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	別紙のとおり	別紙のとおり
	(今後実施する予定の取組)		
	・自ら産業廃棄物の再生利用を行っておらず、全て処理委託にて対応		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和元年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	別紙のとおり
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	別紙のとおり	別紙のとおり
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	別紙のとおり	別紙のとおり
	(これまでに実施した取組)		
・自ら産業廃棄物の再生利用を行っておらず、全て処理委託にて対応			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	別紙のとおり
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	別紙のとおり	別紙のとおり
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	別紙のとおり	別紙のとおり
	(今後実施する予定の取組)		
・自ら産業廃棄物の中間処理を行っておらず、全て処理委託にて対応			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	別紙のとおり
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	別紙のとおり	別紙のとおり
	(これまでに実施した取組) ・自ら産業廃棄物の埋立処分・海洋投入処分を行っておらず、全て処理委託にて対応		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	別紙のとおり
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	別紙のとおり	別紙のとおり
	(今後実施する予定の取組) ・自ら産業廃棄物の埋立処分・海洋投入処分を行っておらず、全て処理委託にて対応		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	別紙のとおり
	全処理委託量	別紙のとおり	別紙のとおり
		別紙のとおり	別紙のとおり
	再生利用業者への処理委託量	別紙のとおり	別紙のとおり
	認定熱回収業者への処理委託量	別紙のとおり	別紙のとおり
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	別紙のとおり	別紙のとおり
	(これまでに実施した取組) ・金属くず（鉄、非鉄）は製鉄原料、ガラスくず（蛍光灯）はカレット化し再利用を行うのを前提に、処理委託業者を選定 ・収集運搬委託時には車両単位で手配し、満載で排出するように積載効率を高めた。 ・中間処理委託業者を訪問し、適正に処理が行われているか確認を行っている。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	別紙のとおり
	全処理委託量	別紙のとおり	別紙のとおり
		別紙のとおり	別紙のとおり
	再生利用業者への 処理委託量	別紙のとおり	別紙のとおり
	認定熱回収業者への 処理委託量	別紙のとおり	別紙のとおり
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	別紙のとおり	別紙のとおり
	(今後実施する予定の取組)		
<ul style="list-style-type: none"> ・現状活動を継続する。 			
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

